

作成日 2018/11/10

改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	90%酢酸
製品コード	I1811-001
供給者の会社名称	サンワ化学株式会社
住所	静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門	品質管理課
電話番号	0538-23-6611
FAX番号	0538-23-7918

2. 危険有害性の要約
GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	急性毒性(経皮) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(血液 呼吸器系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
H312 皮膚に接触すると有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H370 血液、呼吸器系の障害
H402 水生生物に有害

注意書き
安全対策

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
特別な処置が必要である。(P321)

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
(P370+P378)
保管 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)

3. 組成及び成分情報
化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酢酸	90%	CH ₃ COOH	(2)-688	既存	64-19-7
水	10%	H ₂ O	-	-	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置
吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

医師に連絡すること。

特別な処置が必要である。

5. 火災時の措置
消火剤

大火災: 散水、噴霧水、一般の泡消火剤。

小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤。

使ってはならない消火剤

棒状注水。

特有の危険有害性

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

火災に巻き込まれると、爆発的に重合するおそれがある。

極めて燃え易い: 熱、火花、火災で容易に発火する。

特有の消火方法

屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
加熱あるいは水の混入により容器が爆発するおそれがある。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護	<p>消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。</p> <p>消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。</p> <p>大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。</p> <p>容器内に水を入れてはいけない。</p> <p>引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がでない大きな火災の場合には散水する。</p> <p>消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
<p>6. 漏出時の措置</p> <p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p>	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p>
環境に対する注意事項	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>関係者以外は近づけない。</p> <p>風上に留まる。</p> <p>立ち入る前に、密閉された場所を換気する。</p> <p>作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p> <p>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。</p> <p>低地から離れる。</p> <p>適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。</p> <p>環境中に放出してはならない。</p>
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。</p> <p>漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。</p>
二次災害の防止策	<p>危険でなければ漏れを止める。</p> <p>除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。</p> <p>大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。</p> <p>少量の場合、漏洩物は清潔な帯電防止工具を用いて集め、プラスチック容器に入れゆるく覆いをし、後で廃棄処理する。</p> <p>乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って容器に移す。</p> <p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>
<p>7. 取扱い及び保管上の注意事項</p> <p>取扱い</p>	<p>技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>安全取扱注意事項 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。</p> <p>容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p>

保管	接触回避 衛生対策 安全な保管条件	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には、危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酢酸	未設定	10ppm(25mg/m3)	TWA 10 ppm, STEL 15 ppm

設備対策		防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 特別な換気要求事項はない。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
	眼の保護具	飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。 眼の保護具を着用すること。 化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	顔面用の保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。 保護衣、顔面用の保護具を着用すること。

一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状态	液体
	形状	透明液体
	色	無色
臭い		刺激臭
pH		<=1
融点・凝固点		3.6°C
沸点、初留点及び沸騰範囲		109.5°C
引火点		49.2°C (タグ密閉式)
燃焼又は爆発範囲	下限	5.4vol%
	上限	16.0vol%
蒸気密度		1.46
比重(密度)		1.067(20°C)
溶解度		水に易溶。 アルコール、グリセリン、エーテルに可溶。
自然発火温度		427°C (at 100%)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性		通常の保管条件において安定。
危険有害反応可能性		種々の金属を侵して引火性・可燃性・爆発性のガスを発生する。
避けるべき条件		高温または熱源。
混触危険物質		金属、酸化剤、塩基。
危険有害な分解生成物		水素。 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が3677.777778mg/kgのため区分5に該当。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が1177.777778mg/kgのため区分4に該当。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		区分1の成分合計が90%のため、区分1に該当。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		眼区分1の成分合計が90%のため、区分1に該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		(呼吸器感作性) データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性) データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		データ不足のため分類できない。 (生殖毒性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)		データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(血液)の成分が90%のため、区分1(血液)に該当。 区分1(呼吸器系)の成分が90%のため、区分1(呼吸器系)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		データ不足のため分類できない。
吸引性呼吸器有害性		動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性(急性)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が90%のため、区分3に該当。
水生環境有害性(長期間)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分外に該当。 毒性未知成分を含有しているため、区分外から分類できないに変更。
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 UN No. Proper Shipping Name Class Sub Risk Packing Group Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code. 航空規制情報 UN No.	IMOの規定に従う。 2789 酢酸(水溶液) 8 3 II Not applicable Not applicable ICAO/IATAの規定に従う。 2789

国内規制	Proper Shipping Name	酢酸(水溶液)
	Class	8
	Sub Risk	3
	Packing Group	II
	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	2789
	品名	酢酸(水溶液)
	クラス	8
	副次危険	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	2789
	品名	酢酸(水溶液)
	クラス	8
	副次危険等級	3
		II
		132

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

消防法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

酢酸(政令番号:176)(80%–90%)
 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
 第4類 引火性液体 第二石油類(水溶性)
 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

船舶安全法

航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

農薬取締法

特定農薬(法第2条2項、平15農水・環告1)

16. その他の情報

参考文献

NITE

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありません。
 未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。